

## 1 業務上取扱者の届出

業務上取扱者は、次の2つに分類されます。

- 1) 届け出が必要な方
- 2) 届け出が不要な方

### 1) 届け出が必要な方とは

次に該当する事業者は、事業場ごとに、その業務上当該毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から30日以内に、その事業所所在地の知事に届け出なければなりません。

(1) 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う次の事業者

- ア 電気めっきを行う事業者
- イ 金属熱処理を行う事業者

(2) 最大積載量が5,000キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」という。)に固定された容器を用い、又は内容積が四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合にあっては200リットル以上、それ以外の毒物又は劇物(別表)を運搬する場合にあっては1,000リットル以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業者

#### 別表

- 1 黄燐
- 2 四アルキル鉛を含有する製剤
- 3 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 4 弗化水素及びこれを含有する製剤
- 5 アクリルニトリル
- 6 アクロレイン
- 7 アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
- 8 塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの

- 9 塩素
- 10 過酸化水素及びこれを含有するもの製剤（過酸化水素6%以下を含有するものを除く。）
- 11 クロルスルホン酸
- 12 クロルピクリン
- 13 クロルメチル
- 14 砒弗化水素酸
- 15 ジメチル硫酸
- 16 臭素
- 17 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 18 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 19 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 20 ニトロベンゼン
- 21 発煙硫酸
- 22 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 23 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

(3) シアン化ナトリウム又は砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う次の事業者

ア しるありの防除を行う事業者

## 2) 届け出が不要な方とは

以上に記載した以外の方で、これには、例えば、次のような者が該当しません。

- (1) 原料等に毒物又は劇物を使用する製造業者
- (2) 写真の現像等に毒物又は劇物を使用する者
- (3) 倉庫等の燻蒸に殺虫剤等の毒物又は劇物を使用する者
- (4) 毒物又は劇物である農薬等を使用する農業者
- (5) 研究、教育等の目的で毒物又は劇物である試薬等を使用する教育者、

- 研究者（学校、研究所）  
（6）毒物劇物製造業者から、毒物又は劇物の保管又は運搬等を委託された  
倉庫業者又は通運事業者（ただし、通運事業者については、1）の（2）  
以外のもの）

これ以外にも、業務上毒物又は劇物を使用する者は、業務上取扱者に該当しますので、毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）、第12条第1項及び第3項（毒物又は劇物の表示）、第16条の2（事故の際の措置）並びに第17条第2項から第5項（立入検査等）までの規定の適用を受けます。

ただし、上記の者でも特定毒物を使用する場合は、別に許可が必要です。

### 3）届け出が必要な方の届出事項

1）の届け出が必要な方は、次の事項（書類は、県薬務課にあります）をその事業所所在地の知事に届けなければなりません。

- （1）氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地）
- （2）1）で取り扱う毒物又は劇物の品目
- （3）事業所の所在地
- （4）事業所の名称